

■議案第22号 四万十町社会体育施設条例の一部を改正する条例について

【要旨】

現在、本条例に規定している施設は5施設となっていますが、廃校となった小学校の屋内運動場（体育館）で実質的に社会体育施設として使用している施設がありますので、今回2施設を追加しようとするものです。

追加する2施設は、旧志和小学校（平成25年7月1日廃校）と旧丸山小学校（平成26年1月20日廃校）の体育館です。

【改正の内容】

- ◇ 第2条の施設の「名称及び位置」の表を改める。
- ◇ 第8条の施設の「使用時間」の表を改める。
- ◇ 第9条の「使用料」に関する別表を改める。

【新旧対照表】

○四万十町社会教育委員条例（抜粋）

改正後		改正前	
（設置） 第1条 体育の普及振興等を図り、もって町民の心身の健全な発達に寄与するため、四万十町社会体育施設（以下「施設」という。）を設置する。 （名称及び位置） 第2条 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。		（設置） 第1条 体育の普及振興等を図り、もって町民の心身の健全な発達に寄与するため、四万十町社会体育施設（以下「施設」という。）を設置する。 （名称及び位置） 第2条 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。	
名称	位置	名称	位置
四万十町窪川運動場	四万十町金上野949番地	四万十町窪川運動場	四万十町金上野949番地
四万十町志和体育館	四万十町志和423番地イ		
四万十町丸山体育館	四万十町東川角乙609番地3		
四万十町大正テニスコート	四万十町大正278番地1	四万十町大正テニスコート	四万十町大正278番地1
四万十町十和体育館	四万十町久保川41番地1	四万十町十和体育館	四万十町久保川41番地1
四万十町古城体育館	四万十町古城875番地2	四万十町古城体育館	四万十町古城875番地2
四万十町大道体育館	四万十町大道1351番地11	四万十町大道体育館	四万十町大道1351番地11

第3条～第7条 (省略)

(使用時間)

第8条 施設の使用時間は、次のとおりとする。ただし、町長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

施設名		使用時間
窪川運動場	野球場	日の出から午後9時30分まで
	多目的広場	日の出から午後9時30分まで
	テニスコート	日の出から午後9時30分まで
志和体育館		午前8時から午後9時30分まで
丸山体育館		午前8時から午後9時30分まで
大正テニスコート		日の出から午後10時まで
古城体育館		午前8時から午後10時まで
十和体育館		午前8時から午後10時まで
大道体育館		午前8時から午後10時まで

(使用料)

第9条 使用者は、使用の許可を受けたときは、別表に掲げる区分による (以下省略)

第10条～第18条 (省略)

別表 (第9条関係)

- 1 窪川運動場 (省略)
- 2 志和体育館・丸山体育館

使用料 (1時間につき)			
一般	510円	登録団体	310円

- 1 時間未満の端数は、切り上げて計算する。
- 2 「登録団体」とは、四万十町社会教育登録団体をいう。
- 3 大正テニスコート (省略)
- 4 古城体育館・十和体育館・大道体育館 (省略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第3条～第7条 (省略)

(使用時間)

第8条 施設の使用時間は、次のとおりとする。ただし、町長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

施設名		使用時間
窪川運動場	野球場	日の出から午後9時30分まで
	多目的広場	日の出から午後9時30分まで
	テニスコート	日の出から午後9時30分まで
大正テニスコート		日の出から午後10時まで
古城体育館		午前8時から午後10時まで
十和体育館		午前8時から午後10時まで
大道体育館		午前8時から午後10時まで

(使用料)

第9条 使用者は、使用の許可を受けたときは、別表に掲げる区分による (以下省略)

第10条～第18条 (省略)

別表 (第9条関係)

- 1 窪川運動場 (省略)

2 大正テニスコート (省略)

3 古城体育館・十和体育館・大道体育館 (省略)